

三重県ヤングケアラー実態調査業務委託仕様書

1 目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいい、年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。

本業務は、三重県内におけるヤングケアラーの実態に関して、家庭環境や支援の状況などの現状把握を行うとともに、実態調査結果や対応事例をまとめた報告書を作成することにより、県内市町におけるヤングケアラーの早期把握、支援策の推進等を含めた今後の対応に活用することを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務委託期間 契約の日から令和5年2月3日（金）まで
- (2) 委託業務の主な内容
 - ・ 県内市町の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」という。）におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の調査票の作成、集計、分析、考察
 - ・ 上記アンケート調査により、「ヤングケアラー」と思われる子どもを把握していると回答があった要対協への聞き取り調査の実施
 - ・ 実態調査（アンケート調査及び聞き取り調査）結果や対応事例をまとめた報告書の作成

3 委託業務内容

- (1) 要対協におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査の調査票の作成、集計、分析、考察
 - (ア) 調査票の作成
 - ・ アンケート調査に使用する調査票は、委託者が提示する調査票案及び以下の①～②を参考にして、委託者と協議のうえ作成すること。
 - ①ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和3年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）に掲載されている「要対協におけるヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」（以下、「令和2年度全国調査」という。）
 - ②県内におけるヤングケアラーの現状をよりの確に把握できる項目
 - (イ) 調査票の集計、分析、考察

- ・アンケート調査は、委託者が要対協に対して実施・回収を行い、受託者が調査票の集計、分析を行う。
- ・アンケート調査の分析は、令和2年度全国調査の結果を参考に行うこと。
- ・分析は、全県及び北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・東紀州の圏域単位で行うものとする。また、集計結果から読み取れる客観的な事実並びに特徴的な事実及び傾向等を分析するものとする。この際、令和2年度全国調査の結果との特徴的な差異についても考慮すること。
- ・考察は、集計結果及び分析等に基づき行うこと。また、必要に応じて令和2年度全国調査の結果や県内の圏域における差異についても考慮すること。

【圏域単位】

圏域	市町
北勢	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市
中勢	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
東紀州	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(ウ) アンケート調査期間

令和4年7月（予定）

(2) 「ヤングケアラー」と思われる子どもを把握していると回答があった要対協への聞き取り調査

(ア) 聞き取り調査の実施

- ・上記（1）のアンケート調査により、「ヤングケアラー」と思われる子どもを把握していると回答があった要対協への訪問等による聞き取り調査（40件程度を想定）を実施する。
- ・聞き取り調査の日程調整は、委託者と相談のうえ、受託者が行うこととする。また、聞き取り調査には、委託者が同席するものとする。
- ・以下の（イ）の個票を使用して聞き取りを行い、記録すること。
- ・他の要対協等が今後の対応に活用しやすいように、委託者と協議・調整のうえ、聞き取り調査を実施した事例から15件程度を抽出すること。なお、その際、事例に偏りが無いよう、バランス等を考慮して抽出すること。
- ・調査に係る経費・必要物品

受託者は、聞き取り調査を行うにあたって必要となる交通費や機材等の費用を負担するものとする。

(イ) 個票の作成

- ・聞き取り調査に使用する個票は、委託者が提示する個票案及び以下の①～③を参考にして、委託者と協議のうえ作成すること。

① ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（平成31年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）」に掲載されている「「ヤングケアラー」として把握している子どもの個票」

② ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告書（令和2年3月三菱UFJリサーチ&コンサルティング）」に掲載されている「「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシート」

③ 他の要対協等が今後の対応に活用しやすいように聞き取りすべき項目

(ウ) 個票の集計、分析、考察

- ・個票の集計、分析を行う。
- ・分析は結果から読み取れる客観的な事実並びに特徴的な事実及び傾向等を分析するものとする。
- ・考察は、集計結果及び分析等に基づき行うこと。また、必要に応じて、全国における「ヤングケアラー」と思われる子どもの状況についても考慮すること。

(エ) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・聞き取り調査にあたっては、マスクの着用、手指消毒液を携帯するなど、感染症対策を講じるものとする。

(3) 実態調査（アンケート調査及び聞き取り調査）結果や対応事例をまとめた報告書の作成

(ア) 実態調査（アンケート調査及び聞き取り調査）結果のまとめ

- ・レイアウトのほか、図表やグラフ等を用いるなど、視覚的に分かりやすいものとする。
- ・アンケート調査結果及び聞き取り調査結果を踏まえ、三重県でのヤングケアラー支援に向けた具体的な提言を盛り込むこと。

(イ) 対応事例のまとめ

- ・（2）アで抽出した事例（15件程度）について、ヤングケアラーの置かれている状況、関係機関の連携及び支援状況、支援において工夫した点、困難だった点、今後の課題などを盛り込むこと。
- ・単なる事例紹介にとどまらず、聞き取り調査によって得られた結果から事例の特性を踏まえた上で、課題や成果を抽出し、関係者の今後のヤングケ

アラー支援策の参考となるようなものにする。

- ・事例様式に必要な項目は、県と協議の上、作成すること。

(ウ) 報告書の印刷・製本

【仕様】 A 4 版、表紙・目次等合わせて50ページ程度、カラー刷り

【内容】 アンケート調査及び聞き取り調査の集計、分析、考察結果と事例を分類し整理するものとする。また、各事例の編集にあたっては、内容の整合性を図るとともに個人が特定されないよう、本旨を変えない範囲で個人情報に配慮すること。

【部数】 冊子100部 電子媒体：1式

【校正】 報告書の作成にあたっては適宜校正を行うこととし、事前に原案提出期限などの作業日程を委託者と協議のうえ決定する。

(4) 中間報告（9月予定）の実施

受託者は、中間報告で使用する資料（電子データ）を作成し、「ヤングケアラー実態調査業務の中間報告」を実施する。

(ア) 対象 子育て支援課職員（想定）

(イ) 報告の内容 アンケート調査、聞き取り調査の集計及び分析結果の概要報告に加え、事例様式の構成（案）について報告する。

(5) 成果物の提出

当該業務に基づく成果物として、次のものを令和5年2月3日（金）までに提出すること。

※ただし、中間報告用資料は令和4年9月16日（金）までに提出すること。

- ・三重県ヤングケアラー実態調査業務報告書

（本冊100部 電子ファイル1式）

- ・報告書作成に用いた資料集

○（1）により作成した調査票

○（1）により作成した集計、分析、考察結果

※圏域単位別の集計結果（エクセルデータ等）も提出のこと。

○（2）により作成した個票

○（2）により聞き取りした個票

○（2）により作成した集計、分析、考察結果

○（2）により抽出した事例

4 実施スケジュール

令和4年 7月	要対協へのアンケート調査開始
8月	要対協への聞き取り調査開始
9月	中間報告
12月	報告書(案)の提出
令和5年 2月	報告書の提出

5 個人情報の取扱い

本仕様書に基づく業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守すること。なお、個人情報を第三者へ開示、漏えいなど個人情報保護条例に違反した場合、同条例第68条、第69条及び第72条において、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則が規定されているので、個人情報の取扱いについて十分留意すること。

6 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

8 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2頁（合理的配慮の提供義務）に準じて適切に対応するものとする。
- ・本事業の実施により生じた著作物に関する著作権は、すべて県に帰属するものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、県と協議して実施するものとする。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合には、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

9 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県子ども・福祉部 子育て支援課 担当：加藤

TEL:059-224-2883 FAX:059-224-2270 E-mail:kodomok@pref.mie.lg.jp